

事 務 連 絡
平成 2 2 年 9 月 6 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第 2 6 条第 3 項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(ニュージーランド産アスパラガス)

標記については、平成 2 2 年 3 月 3 0 日付け事務連絡によりお知らせしたところ
ですが、今般、ニュージーランドにおいて登録輸出業者の見直しが行われたことか
ら、同事務連絡の別添 1 の 2 の別表 2 7 を別紙のとおり改正しますので、御了知の
上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。